

2017/4/26

TIACT 利用者各位

TIACT 施設事業課

TIACT ビジター入構時の身分確認につきまして

平素より、当ターミナルの運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
当ターミナルは国の定める空港保安管理規程に基づき セキュリティ確保を行っております。当ターミナルに有効な入構証をお持ちでない方が、24 時間以内の臨時で訪問される場合は、身分証の確認を行うことによりビジター入構証を発行し、入構頂いております。海外では空港テロが発生し、より一層の確実な警備態勢が求められております。ビジター入場時の身分確認につきまして不明瞭な部分がありましたので、下記のとおり明確化し、実施いたします。  
テナント各社様におかれましても来客の際には、お客様へのご案内をよろしく願いいたします。ゲート混雑防止及びスムーズなゲート対応のためにご協力よろしく願いいたします。

記

1. 実施日 2017年 5 月 1 日 AM9 : 00 より
2. 1 点で有効な身分証  
公的機関発行の写真付き身分証  
例) 運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、外国人登録証、写真付資格証 (公的機関発行) など
3. 2 点必要な身分証  
下記の A の内 1 点と B の内 1 点が必要になります。  
A;公的機関発行の写真なし身分証  
例) 健康保険証、介護保険被保険者証、住民票、国民年金手帳、など  
B;非公的機関発行の写真付き身分証  
例) 写真付社員証、写真付学生証、写真付資格証 (民間機関発行) など  
注1 ; 上記の身分証うち 1 点をのみをお持ちの方がゲートに来訪された場合、訪問予定テナント様に確認の電話をいたします。

※1 身分証明書をいずれもお持ちでない方が来場された場合は入場をお断りしますのでご承知置き下さい。

※2 上記身分証を準備することが不可能である場合は事前にテナント様が別紙「事前ビジター登録申請書」を [v-parking@tiact.co.jp](mailto:v-parking@tiact.co.jp) へメールにて申請して下さい。

本件に関するお問い合わせ先 ; TIACT 施設事業課 03-5757-7502

以上

# ビジター入構時の確認をしております。



## 1点で有効な身分証 (公的機関発行の写真付き身分証)

例) 運転免許証                      パスポート                      写真付き住民基本台帳カード  
外国人登録証(在留カード含む)                      写真付き資格証(公的機関発行)                      など

## 2点必要な身分証 (下記のAの内1点とBの内1点 合わせて2点が必要になります)

### A; 公的機関発行の写真なし身分証

例) 健康保険証                      介護保険被保険者証                      住民票                      国民年金手帳                      など

### B; 非公的機関発行の写真付き身分証

例) 写真付社員証                      写真付学生証                      写真付資格証(民間期間発行)                      など



東京国際エアカーゴターミナル(株)